

平成31年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査記録

- 1 日 時 平成31年 3月11日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第1委員会室
- 3 議 題 議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第7号)
議第4号 平成31年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員(20名)

1番 小杉武仁君	2番 河村幸雄君
3番 本間善和君	4番 鈴木好彦君
5番 稲葉久美子君	6番 渡辺昌君
7番 尾形修平君	10番 川村敏晴君
11番 小杉和也君	13番 竹内喜代嗣君
14番 平山耕君	15番 川崎健二君
16番 木村貞雄君	17番 小田信人君
18番 長谷川孝君	20番 佐藤重陽君
21番 大滝久志君	22番 山田勉君
24番 鈴木いせ子君	25番 大滝国吉君
- 5 欠席委員(2名)

19番 小林重平君	23番 板垣一徳君
-----------	-----------
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 オブザーバーとして出席した者
なし
- 8 説明のため出席した者
なし
- 9 議会事務局職員

局 長	小林 政 一
次 長	大 西 恵 子
係 長	鈴 木 渉

(午前10時00分)
委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第7号)及び議第4号 平成31年度村上市一般会計予算について、各分会長の審査報告の後、質疑を行う。

日程第1 議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第7号)を議題とし、議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第7号)について、総務文教分科会長 鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 ただ今上程されている議第39号平成30年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過について、ご報告申し上げます。

去る2月28日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、副市長および理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会

を開会した。

初めに、議第39号平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲で、総務課、財政課、政策推進課、選管・監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、朝日支所所管の範囲について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

歳入について、第10款 地方交付税、第14款 国庫支出金、第18款 繰入金、第21款 市債については、質疑なく、次に歳出について、第1款 議会費、第2款 総務費、第9款 消防費、第14款 予備費、第3条第3表 地方債補正についても質疑なく、以上で、総務課、財政課、政策推進課、選管・監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、朝日支所所管分の審査を終了した。

次に第2日目、3月1日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、副市長および教育長のほか理事者説明員の出席のもと、当分科会を開会した。

議第39号平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち、当分科会の所管する審査範囲で、学校教育課及び生涯学習課所管の範囲について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

初めに、歳入について、第14款 国庫支出金について、委員より、当初、小川小学校の多目的ルーム改修工事は補助対象でなかったようだが、対象になった経緯はとの質疑に、同じ位置に設置されるということで対象から外れていたが、今回は学校統合にあたり、道具の置き場所や敷地も手狭で、どうしても増築をしたい旨、国と話し合いを重ね、補助対象になったとの答弁。また、三面小学校の太鼓の収納場所にもなるのかとの質疑に、体育館脇の増設した所に収納するとの答弁。

次に歳出について、第10款 教育費について、委員より、社会教育施設費の若林家住宅埋設配管布設替工事について、総額8,554,000円に対し、6,274,000円戻しということだが、内容を教えてほしいとの質疑に、このたびの減額補正は、他に単費事業として、若林家住宅の茅葺き屋根の補修費を当初予算に計上していたが、補修対象範囲がふえたため工事ができなくなり、1,500,000円の減になり、これらをあわせ6,274,000円の減額であるとの答弁。

第2条第2表 繰越明許費について質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第39号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で、原案のとおり、可決すべきものと態度を決定した。

以上で、総務文教分科会における審査の概要と経過についての報告を終わる。

総務文教分科会

（質 疑）

なし

市民厚生分科会

（報 告）

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第39号平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月4日及び3月5日の両日、市民厚生常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、議会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けたのち質疑に入ったが、質疑はなかった。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第4款衛生費について、委員より、本市の医学生奨学金について、国公立大学受

験のための休学による返金とのことであるが、休学の期間はとの質疑に、本人の届けでは10月から3月までとなっているとの答弁。委員より、合格されなかった場合には来年度も休学となるのかとの質疑に、本人からは受験の結果をもって今後について考えるとの話を聞いているとの答弁。

第2条第2表 繰越明許費について、委員より、養護老人ホームやまゆり荘のエレベーターの改修工事について、繰越明許費とする理由はとの質疑に、経年劣化によるモーターを全面的に交換するものであるが、既存の部品のほかオーダーメイドの部品などもあり、工事業者からは2020年東京オリンピック・パラリンピック開催により資材等の不足などの影響もあり、年度内に工事をする契約ではあるが工期を伸ばしてほしいとの説明があったとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第39号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

市民厚生分科会

(質 疑)

なし

経済建設分科会

(報 告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第39号平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち当分科会所管分について、去る3月6日、7日の両日、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、分科会委員8名、副市長はじめ、関係課長及び関係職員、議会事務局長出席のもと委員会を開催した。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

歳入について、担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金については質疑なく、第20款 諸収入について、委員より、過年度多面的機能支払交付金返還金について、一組織が水田を一時転用し砂利採取したことにより農地面積から対象外となり返還するものだが、砂利採取はあちこちでやっているが、申請時に外すようなことはできないのかとの質疑に、前年度に要望を地元からいただきあげているが、その時点では把握できず、実績に基づいて減額措置をとっているとの答弁。

委員より、過年度森林整備地域活動支援交付金返還金だが、予定していた間伐面積が未達成ということだが、どのような理由で未達成になったのかとの質疑に、まず、神林地内の山林で1.79haが、策定した森林経営計画の計画期間内での間伐が行われなかったこと、また村上地区内では、平成29年度内に森林経営計画を策定する必要があったが、策定に至らなかった件や平成26年度末までに間伐ができなかった件、また山北地区では、森林所有者から間伐の同意取得をしていたが、森林所有者から、間伐でなく皆伐の施業を希望するという一方で、実際に間伐施業が実施できなかったというような理由から、今回返還となったとの答弁。

次に歳出について、担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第4款 衛生費及び第6款 農林水産業費については質疑なく、第7款 商工費について、委員から、住宅リフォーム事業補助金について少しでも早く予算化したいということで、当初予算でなく今回の補正に挙げたということだが、議決後の3月以降のスケジュールはどうなるのかとの質疑に、14日に議決をいただければ、15日に市報で全戸配布され周知をはかり、申請の受付は4月11日から18日までとし、それ以降、内容を審査して、必要であれば抽選を行い、交付決定は5月15日頃の予定であるとの答弁。

委員から、住宅リフォーム事業補助金について、今国会でも審議され、村上市で

も重要なことだと思うが、職人や大工さんの後継者不足について、村上市といえ
ば職人、大工さんは全国の寺社仏閣を工事した腕のいい職人がいる地域だが、今
後のことを考えると、技術者の人材育成の観点から、伝統ある在来工法の家を修
繕したリフォーム補助金の内容の充実を検討できないかとの質疑に、大変重要で
必要なことだと感じている。今後職業訓練校と雇用関係においても人材育成の
面でそのような事業を行っていききたいとの答弁。

次に、第8款 土木費及び第11款 災害復旧費については、質疑はなく、以上で
質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたところ、発言なく、起立による賛否態度
の取りまとめを行った結果、議第39号のうち経済建設分科会所管分については、起
立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

経済建設分科会

(質疑)

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号につ
いては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第4号 平成31年度村上市一般会計予算を議題とし、総務文教分科会長 鈴木い
せ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑
を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民
厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概
要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 ただ今上程されている議第4号平成31年度村上市一般会計予算のうち、
総務文教分科会の所管する審査範囲について、去る2月28日、市役所第1委員会
室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長及び理事
者説明員の出席のもと、先ほどの議第39号の審査に引き続き、審査を行った。

初めに、歳入全款について、担当課長に説明を受けたのち、質疑に入った。

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株
式等譲渡所得割交付金については質疑なく、第6款 地方消費税交付金について、
委員より、前年度より6%ほど予算が落ちているがどのような積算かとの質疑に、
地方消費税交付金は人口と従業員数割の案分で交付されるが人口減少により相対
的に減少したものであるとの答弁。

第7款 ゴルフ場利用税交付金、第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特例
交付金、第10款 地方交付税、第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手
数料、第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第16款 財産収入、第17款 寄附金
については質疑なく、第18款 繰越金について、委員より、財政調整基金につい
て繰り入れた後の残高はとの質疑に、繰入れ状況により変わるが、最終10億8千
万円超になるとの答弁。

第19款 繰越金、第20款 諸収入については質疑なく、第21款 市債について、委員
より、消防債が減額されているが、今年度の予算は設備をつくるためのものか
との質疑に、設備整備のものであり、減額理由は荒川地区防災基盤設備事業が終了
したためであるとの答弁。

次に歳出について、担当課長に説明を受けたのち、質疑に入った。

第1款 議会費については、質疑なく、第2款 総務費について、支所費で、委員よ
り、どの支所も10%ほど減の予算になっているが、市民サービスに支障はないの
かとの質疑に、歳入見込みが厳しい状況で、昨年7月プロジェクトチームを立ち

上げ細かな検討をしてきた。そこで、全体の中で市民に直接影響のない事務費的な部分を見直すことによって、市民サービスに比べられるよう進めてきたとの答弁。また、委員より、各支所に緊急対応経費で修繕料として50万円の予算があるが、増額することは無理かとの質疑に、支所長とも協議しながら弾力性のあるものを検討していくとの答弁。

第9款 消防費について、委員より、25%ほどの予算が減額になっている。工事の終了と説明があったが、市民の安全は確保できるのかとの質疑に、去年はポンプ車2台、高機能救急車も更新をした。その他の工事費も精査してこの金額になったとの答弁。また委員より、避難所に移動式エアコン6台導入予定だが、その使い方はとの質疑に、背面から熱が発生し、それを排出させるダクトが必要になるので、空き教室を利用した避難所対応も考えたいとの答弁。

第12款 公債費について、委員より、特定財源は何かとの質疑に、関川村と栗島からの負担金であるとの答弁。

第13款 諸支出金、第14款 予備費、第2条第2表 債務負担行為、第3条第3表 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用については質疑なく、以上で、総務課、財政課、政策推進課、自治振興課、会計管理者、選管・監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、神林支所、朝日支所、及び山北支所所管分についての、審査を終了した。

次に2日目となる去る3月1日、議第4号平成31年度村上市一般会計予算のうち、当分科会の所管する審査範囲における学校教育課、生涯学習課所管分について、担当課長に説明を受けたのち、質疑に入った。

初めに歳入について、第12款 分担金及び負担金については質疑なく、第13款 使用料及び手数料で、委員より、教員住宅1か月いくらかとの質疑に、単身者1万円、家族世帯用3万円であるとの答弁。また、住宅使用料を安くしたらどうかとの質疑に、見直しも検討したが、維持経費がかかるので当面はこのままでいく予定との答弁。また、スケートパークの利用数の見込みはとの質疑に、1年間で個人利用が約10,000人、団体の占用利用で15回程度、貸切で115回程度を見込んでいくとの答弁。

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金 についてはさしたる質疑なく、第16款 財産収入については質疑なく、第17款 寄付金 についてはさしたる質疑なく、第20款 諸収入については質疑なく、次に歳出について、第10款 教育費について、委員より、第10款で15億円減になっているが、小学校費以外は総じて大きな額が減になっているが支障はないのかとの質疑に、ハード事業がいったん終了になったのが大きな要因。ソフト事業をどうするか事務事業や施設整備の見直し、必要最小限度の修繕計画にしたとの答弁。また、委員より、笹川流れマラソン大会の参加者数は何人かとの質疑に、日程を1週間先伸ばしにしたことと、他の大会への参加者の分散で例年より少ない状況。2月22日で締め切ったところ約1,300人であるとの答弁。また、マラソン大会には例年2,000人ほどの参加者があり、地元の応援もあるのでぜひ来年も続けてほしいとの質疑に、市の年度初めの事業でもあるので、実行委員会で創意工夫し、より良い大会にすると答弁。また、委員より、スケートパークは何人の職員体制かとの質疑に、スポーツ推進室の職員6人が移る予定との答弁。また、委員より、今までより仕事がふえると思うが、同じ人数体制で間に合うのかとの質疑に、現在、工事関係含め6人で、その工事が終了するので、業務については相殺される部分もあるため、現人員で対応していく予定との答弁。

第2条第2表 債務負担行為については質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第4号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で、総務文教分科会における審査の概要と経過についての報告を終わる。

総務文教分科会
(質 疑)
なし

市民厚生分科会
(報 告)

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第4号平成31年度村上市一般会計予算のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

先ほど報告した議第39号の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、議会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第1款 市税について、委員より、固定資産税が7,600万円ほど伸びているが、その要因はとの質疑に、3年に1回の評価替えを今年度行ったが、家屋について、評価替えの年度だけ減価償却にあたる経年減点補正を3年分行い、評価替え以外の年度は経年減点補正を行わないので、新築・増築分の課税標準額がふえたことによるとの答弁。委員より、空き家対策として、家屋を解体したことによる固定資産税の増加分について把握しているかとの質疑に、把握はしていないとの答弁。次に委員より、入湯税が昨年度より減っている。入湯税の税率はどのように決められるのかとの質疑に、地方税法で決まっており、それに基づき市では日帰りの方は100円、宿泊の方は一泊150円と条例で定めているとの答弁。委員より、瀬波温泉の活性化に使うために、例えば入湯税を3倍くらいに上げられないものかとの質疑に、入湯税には標準税率は規定されているが、制限税率には規定されていないため、法律上は税率を3倍に上げることも可能であるとの答弁。

第14款 国庫支出金について、委員より、障害児通所サービス費負担金がかかなり増額となっている。利用者が多くなっているのかとの質疑に、放課後等デイサービスなど通所がメインで、29年度に2事業所が開設し、さらに30年度に2事業所が開設され、利用者がふえていることによるとの答弁。委員より、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金の内容はとの質疑に、相談内容が、高齢者、障害者、子どもなど単独でなく、それぞれが複合する課題について相談を受け付けるもので、今年度については総合相談窓口を開設して対応にあたる事業であるとの答弁。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第2款 総務費について、委員より、交通安全対策施設管理経費が減額されているが、工事請負費の内容はとの質疑に、カーブミラーの新設で6か所、建替えて5か所を予定しているとの答弁。

第3款 民生費について、委員より、障害者のグループホームの開設にあたっては県がその許認可を出すことになっているが、市はそれにどのように関わっているのかとの質疑に、市としては、県からのそのグループホームの必要性についての照会に応えることはある。市の計画の中でも施設の必要性を挙げているが、実際に申請があった場合に、それを却下するような権限は持っていないとの答弁。委員より、その後の施設の開設にあたって、入所者の審査については市が行っているのかどうかとの質疑に、施設を利用する際は市に申請を出していただき、市が決定することになっているとの答弁。

委員より、市民後見推進事業で、社会福祉協議会で法人後見人を行っているが、後見人を受けている人数を把握しているかとの質疑に、今のところ5人と聞いている。社会福祉協議会の方でも受けられる人数が限られており、5人以上だと難しい面も出てくるとの答弁。委員より、需要はあるが供給ができない状況となっているということかとの質疑に、実際に受け入れが厳しい状況があり、市民後見

人を広めていこうと考えているとの答弁。

委員より、第8期の介護保険事業計画はいつできるのかとの質疑に、平成33年度から35年度の3か年の計画となるので、策定は32年度、前の年の31年度に高齢者の生活実態調査と、要介護者の家族を調査する在宅介護実態調査を行うとの答弁。委員より、介護療養型医療施設等転換整備支援事業補助金について、今回のものは村上記念病院への補助金であるが、厚生連瀬波病院や肴町病院でも介護療養型の話が出ており、市と各病院とで意見交換などを行っているのかとの質疑に、第7期の計画を策定した29年度から各病院からの聞き取りを行っている。その中で、瀬波病院からの相談があり、80床を老人保健施設または介護医療院に転換する計画が策定され、32年度に転換の補助申請が出てくると想定している。他の病院については、今後相談があるものと思うとの答弁。

委員より、社会福祉協議会等による指定管理となっているデイサービスの建物が、老朽化により修繕しなければならないところが多くなっている。市への50万円以上の修繕工事の要望もかなりあるのではないかと。公共施設の見直しにデイサービスの施設も入っていると思うが、どういった年次計画があるのかとの質疑に、介護施設も含め全部の公共施設について、指定管理の在り方や利用実態も含め、将来どうあるべきか総合的に検討する準備を進めている。具体的なスケジュールはできていないが、早急に取り組むとの答弁。委員より、市だけで解決を図るのではなく、民間に頼るやり方、民間との共存も含めた考えでできないかとの質疑に、市としても民間と共存共栄できる環境が望ましいと思うので、十分検討したいとの答弁。

委員より、発達障害者支援事業のペアレントトレーニングにおいて、どのようなところに重点をおいているのかとの質疑に、発達障害や発達障害が疑われる子どもへの親の対応の仕方、子どもの行動に着目し親がどのような態度をとったらよいのかに重点を置いているとの答弁。

第4款 衛生費について、委員より、昨年度庁内に火葬場検討委員会が設置されたと聞いている。市の総合計画でも31年度に外部の検討委員会を設置するとなっているのに予算が計上されていないがとの質疑に、庁内検討委員会を設置し情報収集に努めているが、思ったように進んでいない状況である。当初予算に計上できなかったが、可能であれば31年度の補正での計上を考えているとの答弁。委員より、市長は改築でなく新築だと述べているが、どのようなスケジュールを考えているのかとの質疑に、全体的な計画が難しいところがある施設である。ここにこういうものを建てようかとなってから7年8年位かかるのではないかと言われている。全体では10年位かかるのではないかと考えているとの答弁。委員より、これから先10年間、現在の3施設が持つのかどうか、計画を早めなければならないのではないかと。毎年修繕費が出てくる。経費的なことも含め、遅くても5年位以内に計画から実施に移すようなスケジュールを立てるべきではないかとの質疑に、火葬場も含め市内にある公共施設等287施設について総合的に見直すよう31年度内に検討し、議会にも相談していきたいとの答弁。

委員より、ごみ処理場運營業務委託料について、毎年委託料が変動している理由はどの質疑に、委託料の基本的な部分は決まっているが、修繕にかかる部分の委託料が年によって修繕があつたりなかったりして変動するとの答弁。委員より、ごみ処理場で焼却灰を埼玉県まで運んでいるが、県内で言えば出雲崎の処分場などで処理できないのかとの質疑に、埼玉県に運んでいるのは焼却灰の再利用・再資源化を図るためであり、再資源化の費用もかかるので割高感はあるが、県内や近場にはそのような施設がない。単に埋立て処理だけならば近くの県にはあるとの答弁。委員より、再資源化する意味と埋立て処分する意味、費用対効果の面からも、なぜ高い経費をかけて再資源化をしなければならないのかとの質疑に、焼却灰だけでなく、市として廃棄物全体についてリサイクルを進めており、程度の差はあるが、どこの自治体も同様である。再資源化によるリサイクル率の向上と、埋立てする量を考慮しながら、今年度、200トンについて、再資源化していた

ものを県外の埋立て処分場に持って行く予算も計上しており、経費の事も考えながら進めているとの答弁。

委員より、西神納地区で前々から畜舎からの臭気が問題となっているが、対策の状況はとの質疑に、以前にも説明したが、畜舎に水噴霧装置を設置し、どの程度臭気を軽減することができるのか実証実験を行っているが、5分噴霧して20分休むことで約30%臭気が抑えられるとのデータがあり、最も有効な方法であるとの報告が出されているとの答弁。

委員より、医療施設等設備費補助金と公的病院等運営費補助金の内容はとの質疑に、医療施設等設備費補助金は市が間接補助者となり、厚生連村上総合病院に補助、内視鏡業務支援システム1台を予定している。公的病院等運営費補助金は村上総合病院と瀬波病院への補助で、特別交付税を財源としているとの答弁。委員より、公的病院等運営費補助金は毎年同額であるが、整備の内容について把握しているのかとの質疑に、把握をしている。昨年度と同額なのは補助金の上限額であり、結果的に同額となっているとの答弁。委員より、補助金の限度額が決まっているというが、事業者側の持ち分が少ないように思うがとの質疑に、この整備事業では、本来の交付額を県と市町村で合算した場合に事業者の持ち出しはない。国・県で3分の2、市町村が3分の1の交付額で、満額交付になった場合には、事業者の負担はないとの答弁。委員より、市内の開業医からは、公的病院ということだけで優遇されているのではないかとの意見もあるがとの質疑に、この整備事業は輪番制病院として実施していることも条件としており、単に公的病院だからというわけではないとの答弁。

委員より、公的病院等運営費補助金について、新村上総合病院が完成後は減額されるのかとの質疑に、現段階では、特別交付税の省令等で措置率に変更がなければ、これまで同様に交付されると考えているとの答弁。

委員より、医師不足が深刻となっている中、医学生奨学金制度は重要な制度であると思うが、改善や見直しを図り、さらに魅力的な制度としていかなければならないのではないかとの質疑に、他の自治体では応募者が少ない中、本市では制度開始以来順調に応募がある。応募された方の話からも制度設計がよかったものと実感している。まずは今の制度を運用しながら、改善点があれば検討していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第4号のうち市民厚生分科会所管分については、起立多数にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

市民厚生分科会

(質疑)

なし

経済建設分科会

(報告)

川村経済建設分科会長 議第4号平成31年度村上市一般会計予算のうち当分科会所管分について、先ほどの審査に引き続き担当課長に説明を求めたのち、質疑に入った。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げる。

まず歳入について、第13款 使用料及び手数料から、委員から、行政財産使用料のNTT東日本の各施設の電話柱の貸付料について、昨年は180万円もあったが、今年度は金額が全然違うが、減額の理由はなにかとの質疑に、昨年度までは、山北産業振興公社と道の駅笹川流れの分を一緒に計上していたが、これは目的物であることから、今回から分割したために減額となったとの答弁。

委員から、土木手数料で山北道の駅販売手数料794万円は、下の売店のものと思うが、販売手数料は何パーセントとなっているかとの質疑に、市内20%、市外30%

で平均25%で積算してあるとの答弁。

委員から、この手数料の割合は他の課の施設の手数料と調整はしているかとの質疑に、この手数料は受託販売の手数料になり、条例上にある、朝日道の駅の販売手数料を参考にして、条例上の上限30%とし市内経済活性化のために市内を少し安く設定しているとの答弁。

委員から、商工使用料の露店市場使用料ですが、年々出店数が減少しているが、本市の観光の目玉でもあるので、各道の駅に出店している方々と連携するなどして、出店数を増やすような施策は検討できないかとの質疑に、市場や祭りなどの露店も高齢化により年々出店数が減少しているので、委員の提案を参考にして、今後検討していきたいとの答弁。

第15款 県支出金から、委員から、青年就農支援事業の7名で1,050万円だが、市の単独の農業担い手支援事業との違いは何かとの質疑に、まず国の就農支援事業は年齢要件が45才未満で、31年度からは50才に引き上がる見込みである、また市の場合は61才未満の違いとの答弁。

委員から、市は一人100万円で5年間、国は150万円で5年間ということかとの質疑に、その通りであるとの答弁。

第20款 諸収入から、委員から、農林水産業費の雑入に過年度中山間地域等直接支払交付金の返還金30万円とあるが、これは山北朝日道路に関するものだと説明を受けたが、もう少し詳しく説明してほしいとの質疑に、予算計上はしているが、現段階で集落や面積が特定されていないが、すぐに変換が可能ないように前年度も計上しているが、このくらいを見込んで計上したとの答弁。

委員から、村上市森林組合が33年度に建て直すということだが、2階と3階は旧山北町から村上市のもので、今解体の工事設計を委託するために、今年村上市森林組合からお金をいただいて、2年間かけて解体をやるということなのかとの質疑に、まず設計の経費は解体の設計でその負担金である、そして今後のスケジュールは、31年度に解体設計を組んで、32年度は市と森林組合のそれぞれの負担額の調整を行い、33年度には、解体と建物を完成する予定であるとの答弁。

委員から、新たな建物には、今までのような村上市の研修センターのようなものは作らないということかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

次に歳出について、担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第5款 労働費について、委員から、若年者職業自立支援事業経費が計上されているが、これは就業に恵まれなかったり、障害があったり、引きこもりで困っているなどの方へのサポート事業ということかとの質疑に、引きこもりの方等が、働きたいという意思表示があつてから、初めてサポートステーションという場所で就職につながるケアを動きだすという事業である。ただし引きこもりの方が働きたいという意思表示をするまでが大変であり、就労への意思表示がされるまでの間は、育成センターであつたり福祉部門で支援して就労につなげるものであるとの答弁。

第6款 農林水産業費から、委員から、昨年度まで食の商談会が東京都内などで盛大に開催されていたが、それに代わるものとして、食の村上ブランド推進事業という形で、事業委託されるようだが、その内容はどのようなものかとの質疑に、事業内容は今までとほぼ同じで、村上の食のプレゼンテーションやマッチングフェアということで、生産者と利用者とのマッチング、そのほか村上市の生産品の販路拡大に取り組む事業がほとんどであり、まだ具体的な日程は決まっていないが、年に数回、首都圏に向けて実施したいと考えているとの答弁。

委員から、村上地域グリーン・ツーリズム協議会負担金だが、これは、農村民宿というように考えているが、昨今国内各地で、いろいろな形態の宿泊施設が運営されており、ヒットしているところもあるようだが、このグリーン・ツーリズムについては、今年度はどのように展開してどのように考えているのかとの質疑に、都岐沙羅パートナーズセンターに、この協議会の事務局を委託しており、来年度事業については、これから協議会が協議をしながら決定していく段階であり、現

段階では、具体的な方向性についての発言は差し控えたいとの答弁。

委員から、まほろば農園は開園して何年になり、経費支出に対しての収入や利用者の在り方を見て、この農園の効果はどのようにとらえているかとの質疑に、18区画の畑を、市外の方が猿沢に来ていただいて農業をしていただいているが、地元の方たちとの交流も生まれているし、以前はみどりの里の商品券だったが、昨年からは地元の農産物もやり取りもできるようになり、地域の方もそれなりにがんばっているとの答弁。

委員から、畜産業費について、昨年話題になった、神林地域の大規模養豚業者の悪臭公害として指摘され、日中から夕方にかけてミスト散布したところ効果があったと聞かすが、今年はどうのような対応となるかとの質疑に、この悪臭対策については昨年度で終了しており、今年度からは関係者の方に自主的にやってもらうことになっているとの答弁。

委員から、豚コレラの市の対策はどのようにになっているかとの質疑に、県の下越家畜保健所が中心となっていて、そこから逐一情報をいただいて、下越家畜保健所からも養豚業者にも情報を提供しているし、市からも必要に応じて対応しているとの答弁。

次に第7款 商工費から、委員から、観光誘客事業の2,400万円についての内容はとの質疑に、観光協会が実施する観光誘客事業に対する補助金であるとの答弁。

委員から、中小企業金融制度についてだが、今、クラウドファンディングと言って、国内・外国を問わず資金を調達して、企業を立ち上げるような手法があるが、そのような活動に自治体が支援するような考えはないかとの質疑に、クラウドファンディングについても、検討してみたいと思うとの答弁。

最後に第8款 土木費から、委員から、山北道の駅は今まで指定管理としてやってきていたが、今後の方針についての考え方はとの質疑に、当初予算は今年度1年間分を挙げたが、指定管理は平成31年度中に選定し、32年度には指定管理とすることを目指し、32年4月からの指定管理の方向で準備に入っており、スケジュールとしては、条例改正が必要な箇所があれば、7月までに条例改正の有無を判断し、必要があれば条例改正後に公募をし、必要なければもっと早く公募をする予定であるとの答弁。

委員から、土木振興会負担金だが、これは土木振興会を通じて国へ予算要望をするものかとの質疑に、毎年、羽越国道事務所、北陸地方建設局へ要望活動は行っているとの答弁。

委員から、神林お幕場公園の海岸浸食の改良工事の予算要望を、2017年に建設課長から聞いて担当者にやったら、国交省所管ではなくて農水省の所管であり、森林公園だから森林予算でやるとの回答をもらったが、工事は全然してないようだが承知しているかとの質疑に、海岸部の護岸工事等は行っているし、森林管理署で行っている工事は国の部分であるとの答弁。

委員より、滝矢川の改修について、今年の予算だと改修延長は何メートルくらいになるかとの質疑に、工事費が意外とかかる工事であり、31年度の予算で行くと18メートルから20メートルくらいと考えているとの答弁。

委員より、滝矢川の工事は、国の交付金制度にはのらない工事なのかとの質疑に、基本的な補助金は交付金の対象にはなっていないと、今のところ市の単独事業として、下流側から進めてきているもので電気会社のところに橋が架かっており、その下流側はほぼ完了して、昨年からは上流部のスイショウ部になっているところの一番支障となるところをやらなないといけないということで進めているが、上流部に用地の問題でその先に進められない箇所があり、そこでの対応を見ながら工事を進めているとの答弁。

委員より、土地計画費の無電化に対する測量委託費について、詳しい内容はとの質疑に、無電柱化関連業務委託ということで、今電柱が立っているところを地下埋設化を進め無電柱化を進めるための委託料との答弁。

委員から、委託料が計上されているということは、実施設計委託ということで、

施工箇所も決定しているのかとの質疑に、電線管理者とは昨年から詰めてきているもので、路線については新多久の通りを無電柱化する予定であるとの答弁。その他、さしたる質疑なく、ここで、賛否態度の発言を求めたところ、委員から、当所管部分で農林水産課部分で、漁業法の改正は大改悪認識としており、アベノミクスにおいて大企業を優先する漁業政策が行われ、さらに農業においても農業産品の自由化が進み、これでは村上地域の農業を守っていく点で、今、国際的に、家族農業を守っていく初年度でもありながら農業を守っていく政策が見当たらず残念なことであり、農業政策面で予算が不十分であることから反対するとの発言があった。

以上で、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第4号のうち経済建設分科会所管分については、起立多数にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質 疑)

なし

【討 論】

竹内喜代嗣

経済建設分科会でも私、反対表明をしたので、内容については簡潔に、委員長報告があったので、付け加えてスクールバス並びに保育園の通園バスの委託業務において、請負かそれとも派遣法違反になるわけだが、違法ではないかということに質疑をしたが、まったく問題ないんだと。事実とまったく違っていると、請負どおりに行われているということで課長答弁あったけども、しかし実際は現場の方から2年前に、請負ではなくて朝日中学校の用務員の方から、早朝ミーティングがあってその指示に従って仕事をしていたと。それは委託になる前からの慣習ということだったようだが、私はその事実を知っていたので、これはまったく納得できないなということを感じた。また、ものすごいダンピングで、長くなるから止めるが、物扱いで、概ね人件費の部分がまさにダンピングで従業員の給料を保証するようなものにはなっていないということで、私は反対を表明したいと思う。以上である。

以上で討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第4号については、起立多数（反対：竹内喜代嗣、稲葉久美子）にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君）閉会を宣する。

（午前10時55分）

委員会条例第30号第1項の規定によりここに記名・押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 大 滝 国 吉